



平成28年(2016年)4月26日

入札参加者 各位

箕面市長 倉田哲郎  
( 公 印 省 略 )

## 入札に係る質疑について (回答)

件名 北大阪急行線延伸事業に伴う用地調査等業務及び  
用地補償総合技術業務委託

の入札に係る質疑に対する回答は、次のとおりです。

番号	質疑内容	回答
1	特記仕様書第7条(業務内容) 1. 用地調査等業務 4)~10)及び12)の業務を本条に基づき発注者の承諾を得れば再委託をしてよろしいか。	本業務委託の契約後、下記内容にもとづき、協議のうえ決定する。  契約書(案)第4条:受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受任者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。
2	主任担当者は、担当技術者を兼務することができるのでしょうか。	主任担当者と担当技術者は、適正な履行確保ができる場合、兼務できるものとする。